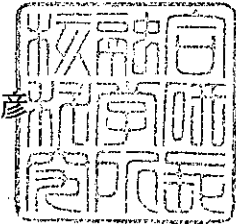


関係機関の長 殿
関係学部等の長 殿
関係 各 位

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
核融合科学研究所長 竹入 康彦



助教の公募について（依頼）

このたび、当研究所では下記の要領で助教を公募いたします。

つきましては、関係各位にお知らせいただくとともに、適任者の応募について、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1. 公募する職種及び人員

助教 1名（年俸制、任期5年、業績評価により再任可）

2. 所 属

ヘリカル研究部高温プラズマ物理研究系レーザー計測研究部門

3. 研究内容

レーザーを用いた高温プラズマ計測研究に加え、プラズマ応用も視野に入れたレーザー技術の研究開発に強い意欲を持つ人材を求める。LHDにおけるレーザーを用いた計測の高精度化研究に並行して、低温プラズマにも適用可能なレーザー計測機器の高性能化に関する研究を進める。機器開発を通じて、国内外の共同研究に加えて産業界との連携が期待される。助教として、総合研究大学院大学、連携大学院等の大学院生及び若手研究者の人材育成についても積極的に取り組むことが望まれる。また、重水素実験を遂行するために、安全管理についても積極的に取り組む必要がある。

4. 希望事項

- (1) 博士の学位を有すること、または取得見込みであることが望ましい
- (2) 上記の当該部門の研究分野において実績があること
- (3) 国内外の共同研究及び産業界との連携推進に意欲のある人

5. 公募締め切り

平成30年10月5日（金）17時（必着）

6. 就任時期

採用決定後のなるべく早い時期

7. 選考方法

選考は、核融合科学研究所運営会議において行う。

選考においては、書類審査を行い、必要に応じて、面接を実施する場合がある。

8. 提出書類（（2）～（5）については6部必要）

- (1) 履歴書：原則として市販の用紙を使用し、可能な就任時期も明記すること。
（写真貼付、取得学位名を明記の上、連絡先にE-mailアドレスを記入すること。）
- (2) 研究歴：任意の様式による。2,000字程度。
- (3) 就任後の抱負：任意の様式による。2,000字程度。
- (4) 研究業績発表論文リスト：和文と英文は別葉とすること。共著の論文については、共著者名をすべて記入すること。また、それぞれの論文について、レフリーによる審査（査読）を経たものであるか、否かの区別を明確にすること。
なお、リスト作成にあたっては、当研究所の「研究業績リスト作成基準」（当研究所ホームページ（URL：<http://www.nifs.ac.jp/jinji/>）に掲載）によること。
- (5) 論文別刷：主要な論文（学位論文及び投稿中又は投稿予定を含む）3編程度の別刷を添付すること（別刷がない場合はコピーでも可）。また、論文の概要と本人の貢献を別途記載した文書を添付すること（任意の形式）
- (6) 推薦書：推薦者がある場合は推薦書、又は応募者について参考意見を述べることできる方2名程度の氏名及び連絡先を記載した文書。いずれも、任意の様式による。

上記の書類は、履歴書以外は原則としてA4判横書きとし、それぞれ別葉とすること。
また、各書類のすべてのページの右肩上に応募者氏名を必ず記入すること。

9. 書類送付先

〒509-5292 土岐市下石町322-6

核融合科学研究所 管理部総務企画課人事係

封筒の表に「高温プラズマ物理研究系レーザー計測研究部門（助教）公募関係書類」と朱書し、郵送の場合は簡易書留とすること。

10. 問い合わせ先

(1) 提出書類について

核融合科学研究所管理部総務企画課人事係

電話 0572-58-2013（直通）

(2) 研究内容等について

核融合科学研究所ヘリカル研究部高温プラズマ物理研究系

研究主幹 教授 榊原 悟

電話 0572-58-2220（直通）

11. その他

- (1) この公募内容については、当研究所のホームページ（URL：<http://www.nifs.ac.jp/jinji/>）に掲載）に掲載していますので、ご参照ください。
- (2) 提出された書類は返却しませんのでご了解ください。
- (3) 給与待遇は年俸制になります（年俸額の12分の1の額を毎月支給）
- (4) 当研究所の任期制については、「核融合科学研究所研究教育職員の任期に関する規則」（URL：<http://www.nifs.ac.jp/jinji/>）に掲載）によります。
- (5) 本人事においては男女共同参画社会基本法の趣旨を尊重します。
 - ・研究・教育業績や人物の評価において同等と認められた場合には、女性を採用します。
 - ・産前産後・育児・介護のための休暇・休業（育児部分休業、介護部分休業を含む。）の取得、又は業務上若しくは通勤途上による傷病に起因する病気休暇・病気休職により研究を行うことができなかった期間がある場合には、履歴書等にその旨明記していただければ、業績を評価する際に配慮します。

以上